

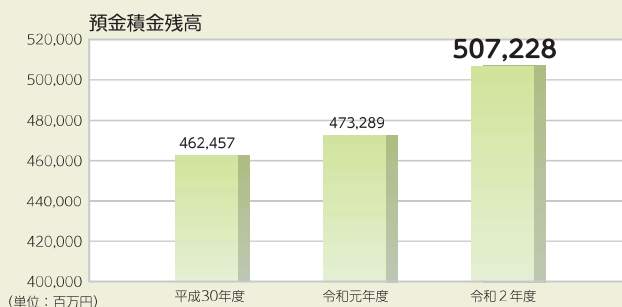
令和2年度の事業概況

令和2年度は、3カ年計画「にしん中期経営計画2018（地域と共に成長する金融機関を目指して）」の最終年度として、以下の4項目を経営方針に掲げ、地域金融機関としての使命と責務を果たすべく、役職員一丸となって取り組みました。

- ① 支援力・営業力の強化 ② 経営力の強化 ③ 内部態勢の強化 ④ 人材力・組織力の強化

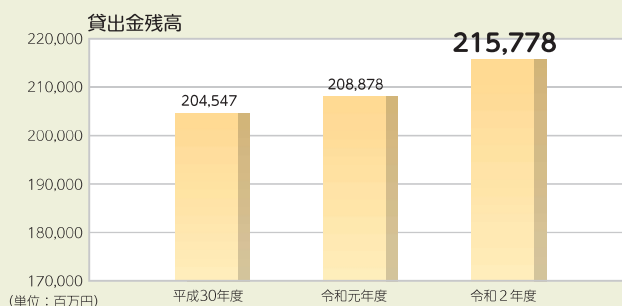
預金積金

預金におきましては、要払性預金を中心に増加しました。要払性預金では349億円の増加、定期性預金では9億円の減少となったことより、預金末残は339億円増加し5,072億円となりました。



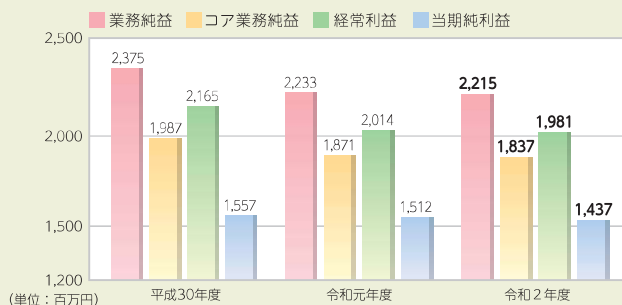
貸出金

貸出金におきましては、中小企業融資、消費者ローンを中心に推進しました。中小企業融資においては、特に新型コロナ対策資金に積極的に取り組んだことから101億円の増加、個人向け融資では5億円の増加となったことより、貸出金末残は69億円増加し2,157億円となりました。



損益

コロナ関連融資の取組みによる利回りの低下で貸出金利息が減少となった一方で、有価証券利息やその他収益が増加し経常収益は増加しました。反面、経費や信用コストの増加により利益は減益となったものの、経常利益19億8千万円、当期純利益14億3千7百万円を計上することができました。



注) コア業務純益とは、業務純益から一般貸倒引当金繰入額を加え、国債等債券損益を差し引いたものです。

主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	6,912	6,790	6,957	6,822	6,858
経常利益	2,080	2,080	2,165	2,014	1,981
当期純利益	1,502	1,500	1,557	1,512	1,437
出資総額	969	969	969	969	969
出資総口数(万口)	1,939	1,939	1,938	1,938	1,939
純資産額	39,131	40,157	41,864	40,679	42,750
総資産額	485,425	497,027	509,438	519,329	555,117
預金積金残高	440,724	451,894	462,457	473,289	507,228
貸出金残高	196,767	201,191	204,547	208,878	215,778
有価証券残高	138,656	145,485	152,366	154,352	167,742
単体自己資本比率(%)	18.73	19.07	19.01	18.99	19.15
出資に対する配当金(千円)	38,740	38,748	38,748	38,737	38,643
配当率(%)	4	4	4	4	4
職員数(人)	338	320	325	336	350

(注) 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

当金庫の自己資本は、会員の皆さまからの出資金と、当金庫が創業以来積上げてきた利益金の合計額になります。「自己資本比率」は当金庫が保有する資産に占める自己資本額の割合のことです。「自己資本比率」の算出にあたっては、各資産の回収の危険度合（リスク・ウェイト）により、回収の危険が低いほど資産を過小に評価して算出します。「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。

平成18年度決算から自己資本比率規制（バーゼルⅡ）が導入され、自己資本比率を計算するのの際して「分母」には、従来の信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額を計上するとともに、信用リスク・アセットについても掛け目が見直されました。また、平成25年度決算から、自己資本の質の向上と金融機関のリスクをより反映させたバーゼルⅡに次ぐ新たな枠組みであるバーゼルⅢが導入されました。

当金庫の自己資本比率は、今期は19.15%と、国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても426億円となり、自己資本の充実が図れました。



リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況等

当金庫の令和3年3月末現在の貸出金に対するリスク管理債権の総額は97億円となりました。うち93億円は担保・保証、貸倒引当金で保全されており、さらに自己資本額におきましても令和3年3月末現在426億円を計上しております。

リスク管理債権とは

信用金庫法に定められた開示すべき債権（貸出金）の額で、金融再生法に基づく開示債権額とは貸出金のほかに、債務保証見返、未収利息、仮払金及び外国為替を含んだ債権の額です。

リスク管理債権の引当・保全状況

(単位: 百万円 %)

区分	残高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率	
破綻先債権	令和元年度	397	67	329	100.00
	令和2年度	529	146	383	100.00
延滞債権	令和元年度	8,260	5,098	2,787	95.45
	令和2年度	9,047	5,814	2,853	95.82
3ヶ月以上延滞債権	令和元年度	21	18	2	96.99
	令和2年度	18	15	2	95.57
貸出条件緩和債権	令和元年度	132	83	13	73.92
	令和2年度	127	83	14	76.22
合計	令和元年度	8,812	5,268	3,132	95.34
	令和2年度	9,722	6,060	3,253	95.79

- (注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額を既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸倒対照表の残高より少なくなっています。
 8.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位: 百万円 %)

区分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
金融再生法上の不良債権	令和元年度	8,828	8,420	5,270	3,150	95.38	88.53
	令和2年度	9,745	9,335	6,066	3,269	95.80	88.87
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	2,423	2,423	1,399	1,024	100.00	100.00
	令和2年度	2,261	2,261	1,168	1,093	100.00	100.00
危険債権	令和元年度	6,250	5,877	3,768	2,109	94.03	84.98
	令和2年度	7,337	6,959	4,799	2,159	94.84	85.09
要管理債権	令和元年度	154	118	102	16	77.20	31.71
	令和2年度	145	114	98	16	78.67	34.21
正常債権	令和元年度	203,355					
	令和2年度	209,186					
合計	令和元年度	212,184					
	令和2年度	218,931					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。